

告示

埼玉県告示第千三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
大宮公園駐車場の使用料の収納事務	三井不動産リアルティ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	令和六年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月三十日

三 委託をした日

令和六年十月三十日